

部落解放運動と在日朝鮮人運動の関係にかんする 考察：トッカビ子ども会の事例をめぐって

鄭 栄鎮

Citation	人権問題研究, Vol.16, p.5-25
Issue Date	2019-03-31
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Right	© 大阪市立大学人権問題研究センター
URI	http://dlisv03.media.osaka-cu.ac.jp/il/meta_pub/G0000438repository_1346454x-16-5

部落解放運動と在日朝鮮人運動の関係にかんする考察 —トッカビ子ども会の事例をめぐって—

鄭 栄 鎮*

キーワード：在日朝鮮人／部落解放運動／反差別／マジョリティ／マイノリティ／関係

Keywords: Zainichi Korean / Buraku Liberation Movement / Anti-Discrimination / Majority / Minority / Relations

要旨

本論は、地域コミュニティレベルでの部落解放運動と在日朝鮮人運動の関係について、1970年代中旬に発足した「トッカビ子ども会」の事例から考察するものである。トッカビ子ども会は在日朝鮮人による運動であり、部落解放運動から大きな影響を受けている。いずれの運動とも反差別の運動であり、被差別部落住民、在日朝鮮人の社会的地位向上を目的としたものである。しかし、両者の運動は日本人による運動と在日朝鮮人による運動であり、同じ被差別の立ち位置にあるといえども、両者のそれは異なっている。本論は、部落解放運動、トッカビ双方の資料にえがかれているトッカビ発足の経緯について再検討を行った。結果、部落解放運動と在日朝鮮人運動の間には「上下関係」があったと考えられ、互いが互いを「利用」する関係であったことをも明らかにした。

1. はじめに

本論は、在日朝鮮人¹⁾運動と部落解放運動との関係がはたして「対等」であったのかについて、地域コミュニティレベルの運動の事例から考察を行うものである。本論が取りあげるのは、1970年代中頃のトッカビ子ども会（以下「トッカビ²⁾」のケースにおける在日朝鮮人運動と部落解放運動である。

トッカビが発足した八尾市のA地域では、トッカビ発足以前より部落解放運動が取り組まれ、

住環境の改善などで大きな成果を上げていた。これからみていくが、トッカビの運動はこの地域内の部落解放運動から大きな影響を受けている。部落解放運動があったからこそトッカビの運動がうまれたともいえる。

トッカビにより展開された運動のうち、特に発足初期のそれは部落解放運動との共闘関係によって取り組まれたものが多い。それが可能となったのは、同一地域内での運動といった地理的要因がまずは考えられるが、それ以外の要因

*大阪市立大学都市研究プラザ

として、被差別部落住民、在日朝鮮人の両者とも被差別マイノリティという共通の立ち位置にあり、かつ、いずれの運動とも、みずからが被る差別の撤廃、社会的地位向上、権利獲得を志向したものであったことも考えられる。トッカビの運動については後述するが、両者の共闘運動によって在日朝鮮人への制度的差別が撤廃された事例もあり、このような地道な運動の努力が、今日いわれる「多文化共生」の礎になったといえる。

これから追っていくが、このトッカビと部落解放運動の関係は、部落解放運動の立場からはきわめて好意的にえがかれている。しかし、ここで疑問が生じる。たしかに、両者の運動は、被差別マイノリティという共通の立ち位置にある者どうしの共闘関係であった。他方、日本人と在日朝鮮人の各運動という異なる側面からみれば、日本人—マジョリティーの運動と在日朝鮮人—マイノリティーの運動という、乗り越えがたい立ち位置が両者にはあるのではないだろうか。部落解放運動がいかに日本社会のマイノリティの運動とはいえ、在日朝鮮人の立場からみれば、マジョリティーたる日本人の運動である。

さらに、日本人、在日朝鮮人という各々の「違い」や、その運動の歴史、運動組織の規模、運動の力量などが在日朝鮮人運動と部落解放運動とでは大きく異なっており、両者間にはすでに権力関係が生じていると考えられる。にもかかわらず、被差別マイノリティという共通の立ち位置にあるために、それらはみえづらくなっているのではないだろうか。もっとも、この両者の乗り越えがたい関係が問われたことは筆者が知る限りでは皆無である。

さて、本論がいうところの「マイノリティ」とは、人口的に少数者という意味ではない。「社

会資源の不均等配分を含む権力関係の用語」[上野 2005] という意味で用いており、すなわち、社会的資源の均等配分がなされていないという存在である。

もっとも、マジョリティーとマイノリティの関係は、いずれも絶対的、固定的ではない。集団によって「社会資源」が均等に配分されていない現状からは、とある関係でみればマジョリティーの立場にいる者が、別の関係からはマイノリティとなりえる。つまり、被差別部落住民は日本社会のなかではマイノリティであるが、在日朝鮮人との関係では「社会資源」が配分されており、マジョリティーとなる。

同様に、在日朝鮮人は被差別部落住民との関係でみればマイノリティとなるが、いわゆる「ニューカマー」の外国人との関係ではマジョリティーとなる。そして、マジョリティー、マイノリティの間にはすでに「権力関係」が発生しているが、それらは不可視化されている。

本論では、これらの諸点に留意して考察をすすめていくが、このような両者の立ち位置から、部落解放運動、在日朝鮮人運動の関係をあらためて考えると、両者ははたして「対等」でありえたのかという疑問が生じる。

ここで「対等」の意味にもふれておくと、辞書にもあるように、「双方の間に優劣・高下のないこと。双方同等であること³⁾」や、「二つの物事の間には上下・優劣のないこと⁴⁾」、あるいは「相対する双方の間に優劣・高下などの差のないこと。また、そのさま⁵⁾」であり、つまりは、上下関係もしくは優劣がみられないことである。

このような「対等」の意味をもふまえると、じしんがどの立ち位置にあるのか、あるいは、どの立ち位置からみるかによって、その関係が「上下」「優劣」であるかないかが異なってみえ

るのではないだろうか。

したがって、部落解放運動からはきわめて好意的にえがかれているトッカビは、部落解放運動という日本人の運動と、その関係においてはマイノリティとなる在日朝鮮人の運動が、はたして「対等」でありえたのかを再検討するにふさわしい事例である。

まずは、先行の文献等において、在日朝鮮人と部落解放運動の関係がどのようにあつかわれていたのかを検証する。ついで、部落解放運動、トッカビ双方の資料を用いてトッカビの運動発足時の経緯を検証し、それに影響をおよぼしたと考えられる在日朝鮮人の部落解放運動へのかかわりを考察する。そのうえで、部落解放運動と在日朝鮮人運動の関係について批判的に再検討していく。

2. 部落解放運動と在日朝鮮人運動をめぐる表象について

まずは、部落解放運動と在日朝鮮人運動の両者がこれまでどのようにえがかれていたのかをみていこう。

はじめにのべておくと、筆者のサーベイの限りでは、両者の運動の関係について検討された研究等はきわめて少ない。したがって、両者の関係を運動という側面からだけではなく、部落解放運動と在日朝鮮人、または、被差別部落と在日朝鮮人という側面からも、どのようにえがかれていたのかをみていくこととしたい。

小林は、1930年代初頭に起きた旧飾磨郡花田村（現姫路市）の北中皮革争議と旧加古川郡別府町（現加古川市）の多木製肥所の争議の事例から、部落解放運動と在日朝鮮人の関係を検証している。この二例のうち、北中皮革争議にかんしての在日朝鮮人のかかわりの記述はほぼ皆

無だが、一方の多木製肥所での争議については、在日朝鮮人労働者のかかわりがえがかれている。

小林があつかったこれら二例は労働争議である。前者は「北中皮革工場の労働者だけの争議ではなく、これを支援した高木部落のほとんど全部落をあげての争議であり、後者は岡山県津山地方を中心として各地から多木製肥所に働きにきていた未解放部落出身労働者と、民族的差別と搾取にあえいでいた朝鮮人労働者が、固い団結のもとに闘った争議であった」[小林1974: 2]とされている。

この多木製肥所の争議は、1931年3月の朝鮮人職工45名の解雇に端を発するものである。12月には組合幹部3名、朝鮮人16名が会社都合による雇用契約満了によって解雇され、警官隊との衝突、争議団員の死亡などの激しい対立の末、争議参加者の解雇と、それによって解雇された者もふくめて争議団に解雇手当3万円を支出することによって終結したという [小林 1974: 102-131]。

この争議を小林は、「今日生き残っている人達の言葉の中からは貪欲な資本家の^マ惨^ク虐^クの上ない搾取に対して、しいたげられた者が部落、民族の差別をのり越えて闘って来たのだと云う誇りが40年を経た今日なお脈々と生きつつづけているのを感じる」[小林 1974: 133] との評価を下している。

しかし、ここで小林がえがいたのは在日朝鮮人と労働運動との関係である。部落解放運動と在日朝鮮人のかかわりをえがいているようには読みづらい。しかも、両者の関係について、「しいたげられた者が部落、民族の差別をのり越えて闘って来た」[小林 1974: 133] とはしているが、「のり越えた」というものの内実にはふれず、問

うてもいない。労働争議という文脈から「しいたげられた者」の内実を考えると、それは下層労働者全般であり、けっして被差別部落住民だけではない。つまり、小林の研究は、部落解放運動と在日朝鮮人との関係に焦点化して労働争議を再構成したものであり、かつ、両者の関係を意図的に良好にえがいたといえるものである。

ついで、雑誌『部落解放』は、1974年に2回にわたって「部落に住む朝鮮人の問題」と題する特集を組んでいる。大阪府内の被差別部落に暮らす在日朝鮮人の実態調査や、公立学校内での在日朝鮮人に対する教育の実践、また、部落解放同盟役員などからなる座談会などで構成されており、そこに「在日朝鮮人と部落解放運動の連帯について」と題する一文がよせられている。

その筆者の朝野は、同論文によれば朝鮮半島生まれで1924年に渡日、1935年頃より当時の水平運動にかかわり、戦後、部落解放同盟の役員として部落解放運動に参加し、のちに日本国籍を取得したとある。

同論文は朝野自身による、その生いたちと部落解放運動に対する提言をつづったものである。まず、朝野は在日朝鮮人について、「暴力的酷使から、冷酷につばなされただけで、朝鮮人としては差別され、居住や職業の自由はうばわれ、多くの人たちが、あたかも明治4年に「解放令」を受取った当時の部落民同様に、放任されているのが真相である」〔朝野 1974〕としている。

あわせて「その数の概算が60万といわれているが、そのうち相当数が、部落のなかに同居しているのではないかと思う。すくなくともこのかかわりをもっている在日朝鮮人の問題は、本国がながい間の植民地的圧政のあと、分断国家となり、一部は本国の保護下から放任されて、

棄民的な状況にあるだけに、生活の現場において、兄弟的な連帯が切実に要望されるところである」〔朝野 1974〕ともして、1945年の植民地支配解放以後の在日朝鮮人の状況と部落解放運動の連帯の必要性をのべている。

さらには、「部落民」と在日朝鮮人とが互いに対する優越感や軽蔑の念を抱いているともして、それを「支配階級の分裂政策に乗せられていることではない」とする。そして、「部落民」と在日朝鮮人が「共同で闘わなければならない居住闘争がたくさんあると思う」とする〔朝野 1974〕。

ただ、そのような居住闘争は、「現在の解放運動を、理論的に考えていかなければならない重要な問題にふれて行くことになる」〔朝野 1974〕ともしている。したがって、「当面、同和教育の問題、就職差別の問題など、特に関係の深い問題から、話し合いを進めて行くようにして、肌と肌のふれ合いにより、双方の連帯と理解を深めて行くことからはじめてはどうだろうか」〔朝野 1974〕とするのだが、すなわち、その当時の部落解放運動と在日朝鮮人との運動における接点が皆無に近かったことがこの一文からは明らかになる。

さらには、「民族エゴの諸政策と闘う在日同胞に対して、共に闘う体制をつくりあげるべきであると思う。この点については、人権闘争という立場ではもっとも近い距離にある解放同盟が、もっと積極的な関心を払うべきである」〔朝野 1974〕ともしている。「積極的な関心」がなかったこと、つまりは、その当時の部落解放運動と在日朝鮮人との運動上の接点が皆無に近かったことがここからも逆説的に理解できる⁶⁾。

繰り返すが、朝野は同論文で、部落解放運動が在日朝鮮人の課題に対して関心を持ち、共同

闘争を組むべきとの提言をしている。朝野は部落解放同盟の立場から部落解放同盟に対してこの論文を記述したと考えられ、「人権闘争という立場ではもっとも近い距離にある解放同盟」が、運動の「兄」として在日朝鮮人という「弟」へ「もっとも積極的な関心を払うべきである」としている。つまり、その「共同闘争」とは「兄弟的連帯」というものである。

ここで朝野がいう「兄弟的な連帯」とは、文字のとおり「兄」と「弟」の関係であろうが、「兄」と「弟」とが、はたして対等な関係たりえるのかは疑問である。部落解放運動は水平社の時代からの反差別の運動における先駆者であるが、だからこそ、運動の「兄」としての自負を有すことになったと考えられる。また、先駆者だからこそ「長男」とする自負もがあったのかもしれない。もっとも、運動を「男」に例えていることからいえば、男性優位社会の価値観を内面化させているのは明らかである。

この日本社会において、さらには、朝野のルーツのある朝鮮では、長男たる「兄」が「家」や「家系」を継承するとの観念が少なからずある。浅野がこのような観念に囚われていたかどうかは不明である。しかし、「兄弟」との表現を用いていることから、部落解放運動と在日朝鮮人との間になんらかの上下関係や優越感を認めていたと感じざるをえない。さらには、男性の視点からでしか在日朝鮮人運動をみていなかったことも理解できる。

朝野がもしこのような関係に留意していたのであれば、より並列的な「同志的な連帯」とも表現できたはずである。運動の「兄」であり、かつ、先駆者としての「自負」が「兄弟的な連帯」と表現させたのではないだろうか。

金静美は、『水平運動史研究—民族差別批判』

において、1945年以前の全国水平社運動や「解放の父」とされる松本治一郎⁷⁾、「オールロマンス闘争⁸⁾」など、部落解放運動における戦争責任とナショナリズム、民族差別などの検証から、部落解放運動と在日朝鮮人の関係性について、在日朝鮮人の視点から批判的に問うている。

同書による「オールロマンス闘争」への批判をみていこう。同書によれば、その闘争の発端となった小説「特殊部落」は、「主要登場人物のすべてが朝鮮人であり、京都の被差別部落に住む朝鮮人の生活を、差別的に表現した小説」[金静美 1994: 545] とされるものである。つまり、部落差別をえがいたというよりは、在日朝鮮人への差別がえがかれた、もしくは在日朝鮮人差別そのものを小説としてあらわしたものである。

にもかかわらず、部落解放運動による「オールロマンス闘争」は、朝鮮人差別にたいするたたかいを欠落させた、被差別部落の日本人のみの生活向上のための差別反対闘争であった。「オールロマンス闘争」のさい、小説「特殊部落」の朝鮮人差別は、露骨に消しされ、対行政交渉は、被差別部落に住む朝鮮人を除外した地点でおこなわれた(略)朝鮮戦争のさなかにおいて、朝鮮人差別・治安弾圧を黙認し、朝鮮人差別にたいするたたかいを除外した地点で反差別行政「闘争」をおこなった」[金静美 1994: 549] とされている。

あわせて、「朝鮮人差別と部落差別がかさなりあった問題を、行政との交渉に利用した、日本の被差別部落民のための「闘争」であり(略)朝鮮人差別をいんべいし、民族差別を内包した、被差別部落民の生活を擁護・向上させるための差別行政反対「闘争」であった」[金静美 1994: 550] とする。

同書での金静美による部落解放運動への批判

はきわめてきびしい。しかしながら、部落解放運動と在日朝鮮人の関係を再検討しようとする際、大いに示唆されるものがある。それは、「被差別部落民の生活を擁護・向上させるため」に朝鮮人差別が利用されたのではないかということであり、いいかえれば、被差別部落住民の利益のために在日朝鮮人が利用されたのではないかということである。

ここで金静美は、オールロマンス闘争のもととなった問題を「朝鮮人差別と部落差別がかさなりあった問題」とはしているが、他方では、対行政闘争による利益は被差別部落住民が独占したといい、在日朝鮮人は排除されている⁹⁾。この経緯だけをみれば、在日朝鮮人は部落解放運動に利用されたとしか判断しようがない。

金静美の研究は、1945年以前からの部落解放運動という、いわばマクロレベルによって部落解放運動と在日朝鮮人の関係を問うている。一方の本論は、金静美の先行研究と比較すればミクロレベルともいえる、地域コミュニティレベルでの運動とその両者間の関係をあつかうものである。問題意識が似かよってはいるが射程が異なっている。本論はミクロレベルから部落解放運動が内包する(と思われる)在日朝鮮人の「利用」を問うものであり、ここに本論の意義がある。

3. トッカビの発足までの経緯

では、トッカビ発足まで、在日朝鮮人と部落解放運動の関係がどのようにえがかれていたのかみていこう。

3-1 部落解放運動の資料から

長くはなるが、まずは部落解放運動側の資料からみていく。

トッカビが発足した八尾市A地域での部落解放運動は1965年にはじまったとされる。A地域がその当時どのような状況であったかは、以下の引用からうかがえる。

入りくんだ細い路地にへばりつくように建てられたバラック。共同便所に共同井戸。トタン屋根にあたる雨音と雨漏りや『ニカワ・ブタ毛』の異様な匂いといった悪環境。学校に行かぬ働く子ども達。『字』を奪われ屈辱な思いをした日々。貧困と差別の中であえいでいた村の人達は、それでもしたたかに、力強く・時には怒り・泣き・笑いながら生き続け(略)差別の鎖を断切り人間解放を求めて部落解放同盟安中支部が結成されました [佐伯 1995]

このような劣悪な環境下での生活を強いられていた被差別部落住民が団結して、自動車運転免許取得、公営住宅、更生資金等の各要求者組合がつくられ、その運動の過程で部落解放同盟支部が結成されたとある [15年のあゆみ編集委員会 1981]。

この運動には地域内に居住する在日朝鮮人が数人参加し、運動の結果、公営住宅建設を市当局が確約した。しかし、在日朝鮮人は外国籍であるため公営住宅に入居できないことがのちに明らかになったという。

また、「このたたかいは住宅要求とあわせて更生資金の増額がふくまれていた。従来5万円を10万円に増額させることに成功させた。ところが、これも朝鮮人は適用から除外された。住宅、更生資金とともに“はずされた”朝鮮人の怒りは大きかった。そこで支部は「同じように運動してきたのだから」と、つぎのような措置をとっ

た。部落民がうけとった10万円のなかから、一律に2万円を“天引き”して、朝鮮人にまわすというものであった。支部員はみんな賛成し、ことはスムーズに運んだ」〔部落解放同盟大阪府連合会・解放新聞社大阪支局 1982: 13〕とされている。

この「みんな賛成」が、はたして積極的であったのか、それとも、部落解放同盟支部役員からの度重なる説得によるものであったのかはさだかではない。ただし、共に運動に取り組み、成果をえたことや、それらを供出・分配したことによる何らかの連帯意識が生まれたとは考えられる。

一方、「住宅要求闘争に参加しながら、資格がないということで入居できなかった朝鮮人たちの怒りと失望は大きかった。部落解放運動への不信がうずまくなか、芽ばえかけていた民族差別に対するたたかひの気運も次第に弱まっていった。いや、まったく影をひそめてしまったといってもよかった」〔部落解放同盟大阪府連合会・解放新聞社大阪支局 1982: 13〕とある。

このような状況に一石を投じたのは、ひとりの在日朝鮮人中学生による学校内での民族差別に対する告発だったとされている。のちにその青年は、「高校生になって、よりはっきりと朝鮮人としての民族的自覚が生まれた(略)差別とたたかうことを教えたのは在日朝鮮人一世たちの“たたかひの歴史”であり、部落解放運動であった。安中支部の高校生友の会の中心的なメンバーとして活動し、その彼に“刺激”され、何人かの朝鮮人高校生が参加してきた。彼らは朝鮮民族の歴史や文化などを学び、民族差別の問題をほりさげて学習する一方で、部落解放運動にも積極的に参加していった」〔部落解放同盟大阪府連合会・解放新聞社大阪支局 1982: 14〕と

いう。

なお、A地域では保護者たちによる「教育守る会」が1969年に発足したとされている。その会では、「当初もっぱら部落の子の教育をどうするかが中心的な課題になって、朝鮮人児童まで“視界”にはいらなかった」という〔部落解放同盟大阪府連合会・解放新聞社大阪支局 1982: 15〕。

また、当時の部落解放同盟支部副支部長は、「部落の子も、朝鮮人の子もない、みんないっしょくたに考え、それで疑問らしい疑問の声もでなかった」〔部落解放同盟大阪府連合会・解放新聞社大阪支局 1982: 15〕というものであった。

その後、地域内で中学生の非行事件がおこり、学校側と部落解放同盟支部の教育担当者との協議が行われた。「このなかで「非行は部落差別に負けた結果」というように分析された。ところが、非行グループのうち約半数は朝鮮人生徒だった。高校友の会などの活動を通して“めざめてきていた”朝鮮人青年から「民族差別の問題をぬきに非行はなくなる」という当然の指摘が行われた」〔部落解放同盟大阪府連合会・解放新聞社大阪支局 1982: 15-16〕とある。

この「非行は部落差別に負けた結果」との分析は、「部落の子も、朝鮮人の子もない」として「いっしょくたに考えていた」象徴的なできごととされている〔部落解放同盟大阪府連合会・解放新聞社大阪支局 1982: 15〕。そして、「こうした経過のなかで、朝鮮人生徒に対する具体的なとりくみがスタートした(略)地区内の朝鮮人中学生5人が参加して、学習会がスタートした」〔部落解放同盟大阪府連合会・解放新聞社大阪支局 1982: 16〕とある。この学習会をもとにして、トッカビはのちに発足している。

3-2 トッカビの資料から

ついでトッカビの資料からみていこう。以下の引用のような状況が当時の在日朝鮮人にはあり、それへの抗いがトッカビ発足の背景にあったとされている。

私たち「トッカビ子供会」は、八尾の(略)被差別部落で生まれました。(略)地区には朝鮮人が多く住んでいて、その大半がきびしい差別のため不安定な暮らしをいとんでいます。子供達は、小学校から中学校にかけて自分が朝鮮人であることを知りはじめます。しかしそれは、かならずしもおだやかなものではなく、日本人から差別され、ぶじょくされることによって『汚いもの』『見下すべきもの』『そこから逃げださなければならぬもの』として自分が朝鮮人であることを自覚します。この様な厳しい状況の中で子供たちは、非行にはしったり、勉強がいやになったり、かたいからにとじこもったりして、ゆがめられた人生を歩むことになるのです。そこで、私達安中の朝鮮人青年は、自分たちの弟妹たちが、せめて自分の祖国や民族にほこりをもてるようにしたい、私達がこぼした涙はけっして2度と子供達にひろわせてはならないという一心で『トッカビ子供会』をつくるはこびになりました〔トッカビ子供会 1974〕

では、トッカビ発足の経緯である。「1965年(略)公営住宅建設を求めて、部落解放運動の炎が燃え上がりました。当初は、住宅要求者組合としての運動でしたが、たたかひの勝利とともに、解放同盟安中支部の結成へと発展しました。このたたかひにも、地区内の朝鮮人が参加しまし

た」〔トッカビ子供会 1984: 29〕として、部落解放運動への在日朝鮮人の参加がえがかれている。

ついで、「住宅は建ったものの、建設局長通達によって公営住宅に「国籍条項」が設けられており、結局入居はできませんでしたが、ほぼ同時にかちとった更生資金については、日本人が自分の借入れ分を差し引いて出し合い、朝鮮人とわけあうという連帯意識の芽ばえも生まれました」〔トッカビ子供会 1984: 30〕とある。トッカビの資料上でも被差別部落住民、在日朝鮮人の間に、なんらかの連帯意識があったとえがかれている。

「その後、解放奨学金、特就費については、国・府が補助対象としていない朝鮮人に対して、市が独自に財源を組んで支給させる制度も勝ちとり、教育守る会、また保育守る会に朝鮮人が多数参加するようになりました」〔トッカビ子供会 1984: 30〕としている。在日朝鮮人の諸権利を確保するための運動があったとふれられている。おそらく部落解放運動による運動であろうが、その主体はえがかれていない。

そして、「トッカビ子供会が生まれる前、すでにこのような部落の人々と朝鮮人の関わり、わけでも解放運動に参加することによって学んだ反差別の意識が、朝鮮人の中にも存在していたことは、後の子供会、保護者会の結成にとって一定の影響を与えることになりました」〔トッカビ子供会 1984: 30〕とある。

つまり、部落解放運動への在日朝鮮人の参加、そして、なんらかの成果をえたことが、のちに部落解放運動とは異なる、トッカビという在日朝鮮人じしんの運動をうんだことが示唆されている。

では、どうして、トッカビは部落解放運動と

は異なる運動として生まれたのであろうか。先にみたが、在日朝鮮人が部落解放運動への参加によって成果をえたのはたしかであり、ならば、別個の運動として行う必要性は弱かったと考えられなくもない。後述したい。

その後、「安中の解放運動が朝鮮人に対する解放奨学金等をかちとったことは、同時に奨学生の集りである「部落解放高校生友の会」への朝鮮人高校生の結集へとつながり、「民族差別から逃げることしか知らない高校生が、友の会の活動の中で部落差別を学び、そこから差別全体の構造、その不当性とたたかうことの必要性を知り、自らのおかれている朝鮮人としての民族的・社会的立場にめざめ」という〔トッカビ子ども会 1984: 30〕。

ついで、この「高校生友の会」のなかで「朝鮮人問題学習会」が一時的に組織され、このころから「朝鮮人にとっても差別とたたかう運動の必要性が意識されはじめ」とされている〔トッカビ子ども会 1984: 31〕。

また、この高校生友の会のみならず、解放子ども会の小学生・中学生部会にも朝鮮人が多数参加していた。その部会では朝鮮人の子どもたちが活動の先頭に立つことも少なくなく、部落解放、狭山闘争には積極的に参加するものの、いざ民族差別のこととなると固く心を閉ざすという光景があったともいう〔トッカビ子ども会 1984: 31〕。

これについて、「この当時の子どもたちは、自らを被差別部落民＝日本人になぞらえることによって朝鮮人である現実から逃避しようと考えていた」とされている〔トッカビ子ども会 1984: 31〕。

その後、先述のとおり地域内で非行事件が起きて、その対策会議が開かれ、その場で在日

朝鮮人の立場から、「声高に、彼らの置かれている民族差別の現実、朝鮮人であることを知りつつも、一切そのことを口に出そうとしない教師の無責任さを批判」〔トッカビ子ども会 1984: 32〕したとある。

そして、教師からは反省と取り組みへの決意がなされたが、「日本人教師への批判は、それはそれとして必要であり、有効ではあったものの、他方、中学生の先輩である朝鮮人の青年たちの側には責任が無いとは言えませんでした。中学校、日本人教師の側の責任と、朝鮮人側の責任、そしてなすべきとりくみもまた各々立場は違っても存在する」〔トッカビ子ども会 1984: 31〕との考えから、先述の中学生の学習会がはじめられることとなり、これがトッカビとなった。

以上、長くなしたが、トッカビ発足までの在日朝鮮人と部落解放運動の関係がどのようにえがかれてきたかを、部落解放運動、トッカビの各資料からみてきた。そこで強調されているのは、被差別部落民、朝鮮人の各々の立場性の違いではないだろうか。この強調は、一方では民族の本質化から導かれていると考えられるが、一方では、各々の課題がちがうことを強調するためともいえなくもない。これも後述する。

4. トッカビの運動への部落解放運動の影響

ついで、トッカビが発足後どのような運動に取り組み、そこに部落解放運動がどのように影響したのかを、トッカビの資料からみていこう。

4-1 トッカビの教育実践と運動

トッカビは、先の引用のように在日朝鮮人への反差別、社会的変革の社会運動を展開した。同時に、「在日の現実から出発した民族教育を生

活点である地域を拠点にとりくむ」[トッカビ子ども会1984]を基本理念として、在日朝鮮人の子どもたちに民族的自覚を促す民族教育に実践に取り組んだ。

トッカビの発足当時、「唯一、朝鮮人の子どもたちの民族教育機関は民族学校のみで、地域における日常的な活動は、恐らくトッカビが初めての実践でした」[トッカビ子ども会 1984: 62]とあるとおりに、1970年代中頃の在日朝鮮人に対する民族教育は民族学校でのものがほとんどであった。大阪市内等の公立学校での実践が緒に就きはじめようとしていたが、地域での子ども会による民族教育の実践は先駆的であった¹⁰⁾。だからこそトッカビの教育は、「当時の私たちは、部落解放子ども会の実践に学び(略)とりくみをすすめてきた」[トッカビ子ども会 1974: 62]というように、同じ地域子ども会である解放子ども会の実践に学ぼうとするものであった。

トッカビは教育実践だけではなく、反差別、社会的変革のための運動を展開した。これは、トッカビへの参加の呼びかけのために幾度も家庭訪問を実施するなか、「[民族だけでは飯食われへん。まず生きること、その日その日のごはんの方が大切や。本名名のもてても会社が使ってくれんかったら何にもならん]という声もよく聞かれました」[トッカビ子ども会 1984: 35]とあるような、オモニ(朝鮮語で母親の意)たちからの問題提起があったからである。

それについて、「私たちももっともだと思いました。「生きる」ことと「民族」が両立しなければ、結局どちらかを選択しなければならず。貧しい同胞は「民族」を捨て「生きる」ことだけに専念するという結果になりかねません」[トッカビ子ども会 1984: 35]とある。ここでの「生きる」とは、生活するための糧をえること、すなわち、

働くこと、働ける場所があることを意味していた。これを裏返せば、その当時、在日朝鮮人としてみずからを偽ることなく、たとえば、民族名を名のっている場合などでは働ける場がなかったことが理解できる。

トッカビは、以降、八尾市一般職員採用試験受験資格(1978年)、国民体育大会の参加資格(1981年)、当時国家公務員職だった郵政外務職員採用試験受験資格(1983年)において、それぞれ設置されていた外国籍者への制限(国籍条項)撤廃運動に取り組み、いずれも撤廃に導いている¹¹⁾。

一方では民族教育の実践によって在日朝鮮人としての民族的自覚の醸成をはかり、一方では民族的自覚を有した在日朝鮮人として、みずからを隠すことなく働くことができ、生きられる道を運動によって切りひらこうとしたのである。これらの運動は「単に運動の論理からだけでなく(略)オモニたちとの約束を果たし、子どもたちの要求に応えるためのもの」[トッカビ子ども会 1984: 36]であった。

つまり、トッカビの運動には、子ども会などの教育実践と権利獲得運動の2つの機能があるが、これらの機能は乖離していない。子ども会という教育実践で認知した在日朝鮮人の課題が運動で要求課題化され、運動で獲得した在日朝鮮人の権利は、トッカビに参加する子どもや保護者のみに還元されたものもあれば、先の国籍条項の撤廃のように、外国籍を有するすべての在日朝鮮人に還元されたものもある。

特に、八尾市一般職員採用試験での国籍条項撤廃は、1980年代以降に日本の各地域で取り組まれた在日朝鮮人の権利獲得運動にあてた影響はきわめて大きく、「やがて燎原の火のように広がる地方公務員の国籍条項撤廃運動の先駆け

となった」[朴一 1999: 51]と指摘されている。トッカビの運動において、教育と運動は在日朝鮮人への差別撤廃と社会的地位向上に資する両輪であった。

4-2 部落解放運動の影響

それでは、トッカビの発足にかかる部落解放運動の影響について検討していこう。

先にみたが、トッカビ発足以前より、数人の在日朝鮮人が地域の部落解放運動への参加経験を有していた。これは、地域の住環境改善のためであり、かつ、みずからの生活環境向上のためでもある。つまりは、地域住民という立場からの行動であったと考えられる。

しかしながら、日本人と共に闘った運動によって公営住宅建設などの成果を勝ち取ったにもかかわらず、在日朝鮮人は外国籍であるために排除されている。これからは、在日朝鮮人がみずからを地域住民と規定する一方で、外国人であるために排除されたという記憶、みずからを外国人とする思考が強化される結果がもたらされたのではないだろうか。

これにより、在日朝鮮人が部落解放運動への失望や日本人が主体となる運動に対しての限界を感じ取ったと容易に考えられよう。「住宅要求闘争に参加しながら、資格がないということで入居できなかった朝鮮人たちの怒りと失望は大きかった。部落解放運動への不信がうずまいたとされていることから、それは明らかである [部落解放同盟大阪府連合会・解放新聞社大阪支局 1982: 13]。

その後、「解放奨学金、特就費については、国・府が補助対象としていない朝鮮人に対して、市が独自に財源を組んで支給させる制度も勝ちとり、教育守る会、また保育守る会に朝鮮人が多

数参加するようになりました」[トッカビ子ども会 1984: 30]という。在日朝鮮人が対象となる公的制度を運動により勝ち取ったことによって、在日朝鮮人が受給者組合等に参加することとなった。あわせて、「安中の解放運動が朝鮮人に対する解放奨学金等をかちとったことは、同時に奨学生の集りである「部落解放高校生友の会」への朝鮮人高校生の結集へとつながってゆきました」[トッカビ子ども会 1984: 30]ともある。

そして、「民族差別から逃げることは知らない高校生が、友の会の活動の中で部落差別を学び、そこから差別全体の構造、その不当性とたたかうことの必要性を知り、自らのおかれている朝鮮人としての民族的・社会的立場にめざめ」[トッカビ子ども会 1984: 30] たという。

しかし、その「朝鮮人としての民族的・社会的めざめ」とは、会に参加した在日朝鮮人が、まずは部落差別を学んだことによってえたものである。部落差別を学ぶことで「自らのおかれている朝鮮人としての民族的・社会的立場にめざめ」たとあることから、差別全体の構造と不当性が被差別部落だけではなく在日朝鮮人にもおよぶとの理解に至っているのはたしかである。しかしながら、その「めざめ」とは部落差別を学ぶことで自己を被差別部落住民と自覚し、同一化したものである。つまり、在日朝鮮人と自覚したうえで在日朝鮮人差別への気づきをえたとはいえないものである。

以上、トッカビの運動をうみだした在日朝鮮人の部落解放運動への参加の経験は、次のようにあらためて整理できる。

1) 成果を獲得した経験

在日朝鮮人の地域における部落解放運動への参加は、地域の生活環境の向上などを求めるこ

とからも、在日朝鮮人がみずからを外国人と認知するよりも、まずは地域で暮らす住民と認知する思考が不可欠である。部落解放運動への参加とは、部落差別への闘いと行政への要求に参加することであり、在日朝鮮人がその運動の主体にはなりえない。しかしながら、在日朝鮮人が部落解放運動に参加し、差別と闘い、かつ、成果を獲得した経験は、差別との闘いによってなんらかの成果をえる可能性があることを在日朝鮮人が理解するに至っている。

2) 外国人として排除された経験

一方では、在日朝鮮人が部落解放運動の成果から外国人として排除された経験は、在日朝鮮人がみずからを地域住民と認知する以上に、外国人であるとする認知を強める効果をもたらした。

3) 差別構造の学習の経験

部落差別を学ぶことで差別の構造が在日朝鮮人にもおよぶと知ったとあり、被差別部落住民、在日朝鮮人が被差別の立ち位置にあるマイノリティとして同一化されている。同一化しているからこそ、部落解放運動が運動を展開し成果をえたと同様に、同じ被差別マイノリティ、そして、地域住民の立場から行政に対する権利獲得運動をトッカビが展開したといえる。

トッカビは発足間もない時期に、公営住宅の入居、児童手当の支給をもとめる運動を行い、いずれも成果をえている。この運動のピラでは、先の部落解放運動支部による公営住宅入居の運動と入居からの排除を、「支部が結成された40年（昭和・引用者注、西暦1965年）当時、住宅要求者組合の中には、同胞が数人入って活動していましたが、結局入居の時点でだめになりました。

その理由は、まず法律的に見て入れないこと、同胞自身の運動がなかったことなど」としている [安中同胞親睦会 1976]。

在日朝鮮人の運動がなかったゆえに入居がかなわなかったとしており、裏返せば、それがあれば住宅入居ができたとしているのである。ここからも、部落解放運動への在日朝鮮人の参加とその成果から排除された経験が在日朝鮮人の独自組織であるトッカビをうみだしたといえる。

トッカビ発足にかかわった青年は、「まず部落差別というのを先に知って、そのあとから、朝鮮人差別を自覚するようになった。そのなかで部落解放運動に参加していったが、ぼくらには解放運動だけでは解決できない問題がたくさんあることに気づいた。そして同胞の子ども会を組織してみようという方向へ発展していったんです。しかし、ぼくらが解放運動によって生まれたのは動かしようのない事実です」 [部落解放同盟大阪府連合会・解放新聞社大阪支局 1982: 82] として、トッカビの発足に部落解放運動からのなんらかの影響があったことを認めている。

これまでの検証からいえば、トッカビが「解放運動によって生まれた」のはたしかである。もっとも、「生まれた」というだけでは、部落解放運動からの影響のうち、見過ごしてしまうものがあるのではないだろうか。

つまり、トッカビの発足は、在日朝鮮人の部落解放運動への参加とその諸経験によりうみだされたとまずはいうべきである¹²⁾。また、これらの諸経験のゆえに別個の運動としてうみだされたというべきでもある。

5. 部落解放運動とトッカビの運動の 共闘

以上、トッカビの運動と部落解放運動の影響をみてきた。トッカビの発足当初、その運動は地域内では歓迎されず、「トッカビのたたかいは始まったころ、ムラの一部の人たちの間に反発があったのも事実」とされている〔部落解放同盟大阪府連合会・解放新聞社大阪支局 1982: 17〕。それまで地域内で一本化されていた部落解放運動が分散されたことへの批判であろう。分散されたことによって運動そのものが弱体化することへの危惧があったと考えられる。

しかし、これらの批判はのちに、先のとおり「部落の子も、朝鮮人の子もない、みんないっしょくたに考え、それで疑問らしい疑問の声もでなかった。それはまちがっていると気づいた」とされ、「ともにたたかうなかで、朝鮮人も日本人も変革されていった」とされている〔部落解放同盟大阪府連合会・解放新聞社大阪支局 1982: 15・17〕。

上述のようなトッカビへの批判は、被差別部落住民の課題と在日朝鮮人の課題を同一視することによって生じている。トッカビの例でいえば、被差別部落住民、在日朝鮮人とも同じ地域に暮らす住民であり、同じ被差別の立ち位置にあるマジョリティではある。しかし、日本国籍を保有する被差別部落住民、被差別部落の課題と、外国籍である在日朝鮮人の課題は異なる。

たとえば、在日朝鮮人の多くは日本生まれであっても法的には外国籍となり、トッカビの例からいえば、外国籍であるがゆえに公営住宅入居がかなわなかったように、日本籍者が直面することのないさまざまな制限にあわざるをえない。

また、在日朝鮮人は、差別を避けるためなど

を理由として自らの民族名や民族的ルーツを明らかにする者はけっして多くなく、日本名での生活を続けている者が大多数である。このわずかな例からも、部落解放運動と在日朝鮮人運動との課題が異なるのが理解できよう。そのような違いを部落解放運動に参加する被差別部落住民のみならず、運動のリーダー層も当初は理解していなかったということである。

しかしのちには、トッカビが「民族差別事件(略)のときなど、いつも支部や支部子ども会の姿が私たちとともにあった。私たち自身も部落問題を学ぶことができた」〔部落解放同盟大阪府連合会・解放新聞社大阪支局 1982: 17-18〕というような変化が生じている。

さらには、1978年に八尾市教育委員会が打ち出した在日外国人への同和奨学金の支給廃止に対する反対闘争では、同奨学金を受給する日本人高校が対行政交渉の場において、『「朝鮮人をカットするんやったら、ぼくらは奨学金受けとらん」と涙まじりにつめより、事実、一時、受取りを拒否したこともあった」ことがあったともいう〔部落解放同盟大阪府連合会・解放新聞社大阪支局 1982: 17-18〕。部落解放運動、トッカビの運動とも各々の課題の違いを理解し、双方への批判を乗り越え、その相互作用は互いに好影響をあたえたと、この引用からは考えられる。

ただし、在日朝鮮人が部落問題のなにを学んだのか、また、部落解放運動が在日朝鮮人問題を一緒に考えることのが「まちがっている」と気づいたのかを、引用元の文献は明らかにしていない。

この「学んだ」こと、「気づいた」ことがなにかを検討すると、先述のとおり、被差別部落住民、在日朝鮮人とも同じ被差別の立ち位置にあるマジョリティではあるものの、一方では日本国籍

を保有し、一方では外国籍であることによって生じる課題の相違だと、まずは考えられる。しかし、文献の限りでは、これはさだかではない。

6. 共闘の背景と双方の運動の「利用」

以上、長くなったが、トッカビの発足の経緯とその運動を、部落解放運動とのかかわりからをふくめて検討してきた。

部落解放運動の影響からトッカビの運動が生まれ、両者は同じ被差別のマイノリティの立ち位置におかれているといえども、各々異なる課題を抱えていた。トッカビの運動が一方では「反発」があったとされることから、なんらかの圧力があつたとも推測できる。よって、両者は共闘関係を構築することなく、別個にその運動をすすめることがありえたとも考えられる。

しかし、結論からいえば、運動の共闘は、けっして部落解放運動にとってマイナスにはならない。その背景について考察をすすめていこう。

6-1 部落解放運動

まずは部落解放運動からである。部落解放運動がトッカビの運動と共闘し、これが部落解放運動にとってマイナスとなるのがあらかじめわかっていたとすれば、はたして、トッカビの運動と共闘関係を結ぼうとするであろうか。部落解放運動にとってプラスになるがゆえにトッカビの運動と共闘したのではないだろうか。

部落解放運動は、被差別部落住民による、みずからが被る差別に抗う運動であり、したがって、その運動の主体となるのは被差別部落住民である。他方では、他の被差別マイノリティをみずからの運動に取りこみ、それらの要望を部落解放運動の課題とすることは、部落解放運動への被差別部落住民以外からの支持をえること、

そして、被差別部落住民以外の部落解放運動への参加につながることもなる。そして、被差別マイノリティを運動に取りこむことで部落解放運動は勢力が拡大され、強化されることになる。

つまり、別組織での運動ではあるが、A地域の部落解放運動がトッカビの運動と共闘し、トッカビの課題を部落解放運動の運動課題に取り入れることは、トッカビの課題が部落解放運動の課題になることである。そして一方では、部落解放運動の課題がトッカビの運動の課題になることでもあって、両者の関係はけっして片務とはならない。つまり、共闘はけっしてマイナスではなく、むしろプラスである。

トッカビと部落解放運動の共闘については、1974年、部落解放同盟全国大会にて「被差別統一戦線」一翌年「反差別共同闘争」に名称変更の方針が採択されていることもあわせて考察する必要がある。

「反差別共同闘争」の文言を素直に解釈すれば、その名のとおり差別撤廃を目的とした部落解放運動と他の被差別マイノリティの運動との共闘となる。しかし、「差別されているのは、部落大衆だけではない。それは、わかっている。だが、差別されている人民の中でも、もっとも抑圧されているのが部落民だ。自分たちの闘いに、精いっぱいだった。それが、ようやくにして、他の差別されている人びとのことを考えられるようになった。部落解放運動の発展と言えばそれまでなのだが、やはり思いは深いのだ」[上田卓三 1976] というものであり、つまり、部落解放運動が発展したことによって打ち出されている。

また、部落解放運動が発展したことで他の被差別マイノリティを考えられるようになったとあり、しかも、他のマイノリティよりも「部落民」

が、より差別されているともしている。つまり、被差別マイノリティのなかでの被差別の「格差」や「上下関係」を認めているのである。

さらにみれば、「部落解放同盟が自分の領域だけをあいかわらず追求していだけでは、だんだんと全体の“信頼”が得られなくなってくる。あるいは、孤立化政策にのせられてしまうという状況ができてきた。そこで部落解放同盟としては、部落解放運動をすべての人たちに及ぼすこと、それを運動として展開していく必要にせまられてきた」とされている〔大賀正行、上田卓三、山中多美男 1976〕。

もっとも、「反差別共同闘争」は、「部落解放同盟の創立の精神からくるもの（略）部落解放というのは、部落民だけの解放ではなくて、まさに部落の解放即全人類の解放である（略）部落の解放と全人類の解放という視点は、やはり運動にいかしていくべき」〔大賀正行、上田卓三、山中多美男 1976〕とされてもいる。

しかしながらこれは「第二の事情」としてあつかわれている。まずは、部落解放運動をすべての人たちにおよぼす必要があり、それは「部落解放同盟が自分の領域だけをあいかわらず追求していだけでは、だんだんと全体の“信頼”が得られなくなってくる。あるいは、孤立化政策にのせられてしまうという状況ができてきた」〔大賀正行、上田卓三、山中多美男 1976〕ことによって生じている。

つまり、以上からいえば、この「反差別共同闘争」とは、部落解放運動がその運動の成果によって同和対策事業を獲得していくなか、それらへの批判が高まった状況があったがゆえに方針化されている。

さらには、「反差別共同闘争」は被差別部落住民以外の被差別マイノリティの地位向上を第一

の目的として方針化されてはいない。部落解放運動への批判をかわすために方針化されている。批判をおそれずにいえば、「反差別共同闘争」とは部落解放運動のために他の被差別マイノリティを「利用」するものである。部落解放運動は自己の「利益」のために「反差別共同闘争」を打ち出したのである。

もちろん、この「反差別共同闘争」は全国レベルの運動方針であり、それがA地域での部落解放運動にどれほどの影響をあたえたかはさだかではない。しかし、「反差別共同闘争」は部落解放同盟全国大会で採択された方針である。下部組織であるA地域での部落解放運動がその影響をまったく無視することもできず、なんらかの形でそれを展開する必要があったと考えられる。

そして、部落解放運動の批判から「反差別共同闘争」が方針化されたのであれば、「自分の領域だけをあいかわらず追求していだけでは、だんだんと全体の“信頼”が得られなくなってくる」というような批判がA地域での部落解放運動には皆無であった、もしくは、このような批判から自由であったとはきわめて考えづらい。

したがって、これも批判をおそれずにいえば、A地域の部落解放運動がトッカビという在日朝鮮人運動を「利用」して、みずからへの批判をかわそうとしていたと考えられるのである。

6-2 トッカビの運動

一方のトッカビである。これも部落解放運動を「利用」したといえる。部落解放運動とトッカビの運動にみる在日朝鮮人運動は、いずれも反差別に根ざしているのはたしかだが、先へのべたとおりに課題は各々異なる。

しかし、課題が異なるとはいえども、同じ被差別マイノリティという立ち位置にあり、かつ、

差別とたたかうという目的を共有することによって、各々の課題の違いはみえにくい、もしくは、無視されがちになるのではないだろうか。

同じ被差別部落内に暮らし、生活の向上や住環境の改善などといった生活に根ざした共通の目的は、部落解放運動への在日朝鮮人の参加を可能とする。ただし、その参加は、地域で生活するがゆえの、誰もが共通する生活に根ざした課題の解決をめざしたものであり、被差別部落住民、在日朝鮮人双方の課題の違いが双方により保留、もしくは無視、または忘却されることが不可知下の条件となる。

在日朝鮮人が参加したのは部落解放運動であり、その主導権を握るのは当然ながら運動に結集する被差別部落住民である。したがって、部落解放運動においては在日朝鮮人は被差別部落住民の後景に引き下がらざるをえない。

部落解放運動にとっては、当然ながら、被差別部落住民への差別撤廃、その課題の解決がなによりもめざされるものであり、第一の課題となる。在日朝鮮人の課題はその後に付随するものであり、保留されるものとしてあつかわれるのは否めない。このような、いったん、保留などがなされた在日朝鮮人の課題をあらためて運動の課題とするには、当事者である在日朝鮮人の訴えがなによりも必要不可欠であり、訴えがあるからこそ課題があると受けとめられる。

繰り返しになるが、先述のとおり、在日朝鮮人の部落解放運動への参加の諸経験がトッカビをうんだが、それは、部落解放運動だけでは解決しきれない在日朝鮮人の課題をみずから解決するためである。いいかえれば、部落解放運動では無視されがちとなる在日朝鮮人の課題を解決するためであった。

6-3 トッカビによる部落解放運動の「利用」

A地域内では部落解放子ども会の活動がトッカビの発足以前からあり、部落解放運動の要求による同和対策事業が伸展したことで、これに対する公的支援が行われていた。

一方、トッカビの教育活動は無償ボランティアとしてはじまり、他のボランティア活動と同様に、活動基盤の整備、特に活動財源の確保には多くの苦難があった¹³⁾。同じ地域内の活動とはいえ、同和対策事業の対象であるか否かで公的支援の有無があった。

このようななか、1975年にトッカビの教育事業は「解放同盟安中支部内組織として位置づけ」[トッカビ子ども会 1980] られたことで、地域内に設置された市立青少年会館における、行政が実施する同和対策事業の教育事業の一部としてあつかわれることとなった。これによってトッカビは公施設の利用が可能となり、また、一定の活動財源をも市より確保するに至っている。

つまり、トッカビが活動基盤の安定のために選んだのが、部落解放同盟支部内の組織として位置づけられることであり、部落解放運動の「傘下」に入るともいえる行為である。

この行為は、トッカビが「諸情勢をかんがみた上で私たち自身が望んだ」[トッカビ子ども会 1980] とされている。トッカビは独自組織としてあゆみながらも、部落解放運動を「利用」することで活動の安定化をはかったのである。

独自組織として運動を展開しつつも、部落解放同盟支部内組織として位置づけられる。矛盾する行為と考えられるが、他方では、トッカビの運動方針、日々の事業運営は部落解放運動の方針に沿わず、トッカビが独自で策定している。したがって、トッカビの部落解放運動の「傘下」入りは、あくまで、財源と活動場所確保のため

の行為だったと考えるべきであろう。

運動の展開という側面から考えると、トッカビは韓国民団、朝鮮総連といった日本各地に支部があるような全国組織ではなく、一地域のみで活動拠点をおく小さな組織である。しかも発足間もないことから知名度も低く、在日朝鮮人を代表する組織として行政から認知されづらかったことが容易に想像できる。そのような組織が単独で運動を展開し、行政等を相手に権利を要求するには力不足は否定できない。

トッカビのような小さな組織の要求を行政に届け、それらを受け入れさせるためには、単独ではなく行政となんらかのパイプがある組織との共闘や支援のもとで行う方が、よりたやすくなるのは明らかである。すでに行政を相手に運動を展開し、実際に要望項目を実現してきた部落解放運動は、トッカビにとってはロールモデルであり、かつ、行政とのパイプを有する身近な存在であった。それを「利用」しない選択肢は考えられなかったであろう。

トッカビが在日朝鮮人の課題解決をはかるためには部落解放運動と共闘する必要がある、それは課題解決に向かう「近道」でもあった。しかし、それはいいかえれば、在日朝鮮人運動による部落解放運動の「利用」だったのである。

7. マジョリティとマイノリティの関係は乗り越えられるのか

部落解放運動とトッカビの両者は、部落解放運動の側からは「部落解放運動のなかで育ち、「独立」し、今は支えあうという連帯の輪のなか」[部落解放同盟大阪府連合会・解放新聞社大阪支局1982: 18]にあるとされ、きわめて良好にえがかれている。

一方、「トッカビのたたかいが始まったころ、

ムラの一部の人たちの間に反発があったのも事実」[部落解放同盟大阪府連合会・解放新聞社大阪支局1982: 17]ともあり、トッカビの運動への反発と批判、そして、何らかの葛藤があったこともたしかである。

トッカビと地域の部落解放運動が「支えあうという連帯」の関係であったからこそ、運動の共闘がすすめられたのはたしかであろう。だが、異なる地平からあらためて両者をみると、繰り返しになるが、その共闘とは互いの利益のために互いを「利用」しあう関係であった。

部落解放運動が被差別マイノリティの運動であることはうたがいない。しかし、同じ被差別マイノリティである在日朝鮮人の運動側からすれば、日本人というマジョリティによる運動である。もっとも、日本人というマジョリティの運動であったとしても、一様な「日本人」、そして一様な「被差別部落住民」が存在していたのではなく、性別や階層などによってその内実が異なっていたのは明らかである。

しかし、部落問題と在日朝鮮人問題を一緒に考えることをまちがえているとしていたことから考えると、その内実の多様性は顧みられることもなく、そのいうところの「問題」と問題を抱える主体が一律であることが前提となっている。被差別部落住民、在日朝鮮人という関係は、「日本人」と在日朝鮮人の関係として、その立ち位置が固定されているのである。

つまり、トッカビの運動にあらわれる「被差別部落住民」は、被差別の存在とはいえ、日本人という一律な存在となっていたのではないだろうか。そのような関係から両者を再考すると、双方の間にはすでに乗り越えがたい権力関係が発生していると考えられる。

先に引用した上野は、「だれかが対象を「マイ

ノリティ化」しなければ、マイノリティは存在しない。つまり少数者とは、少数者化という言葉実践の効果としてしか存在しない」[上野2005]ともしている。この指摘から考えると、マイノリティはあらかじめマイノリティとして存在するのでなく、マジョリティによりマイノリティと名指しされることなどによってマイノリティと化し、社会資源の不均衡配分がなされる。

もっとも、マイノリティがマイノリティと化すには、マジョリティからの名指しだけではなく、マジョリティとは異なるという、マイノリティじしんの自己認知も欠かせない。

これを在日朝鮮人という存在から考えると、日本人、在日朝鮮人とも、在日朝鮮人がアブリオリに日本人とは異なるという「民族」の本質化傾向を有していたためである。植民地朝鮮から渡ってきたという来歴がそれに加担してもいたであろう。さらには、マジョリティの名指し、マイノリティの自己認知とも、一律な主体が前提であり、その内実の多様性が無視されている。

在日朝鮮人運動は在日朝鮮人じしんの運動であるが、マイノリティとして自他から承認する／されることによって、みずからを「在日朝鮮人」もしくは「マイノリティ」という一律な集団に閉じ込めることとなって、かつ、社会資源が均等に配分されなくなる。このような不均等な社会資源の配分をめくり、トッカビの例でいえば、部落解放運動の「傘下」に入ることで、「在日朝鮮人」という承認とともに社会資源をえようとしたのである。しかし、これは誤解をおそれずにいえば、「おこぼれ」をえたにしか過ぎない。これははたして「対等」な関係といえるのであろうか。

先にみたが、両者の関係は「兄弟的連帯」[朝野1974]と表現されていた。「兄」と「弟」との

関係であり、「対等」な関係とはいわずらい。また、「姉妹」ではなく「兄弟」であり、その自己規定は男性であって、なんらかの「優越」感が隠蔽されている。さらには、「差別されている人民の中でも、もっとも抑圧されているのが部落民」[上田卓三1976]としていることから、そこにはすでに「抑圧」されるものどうしでの上下関係、そして権力関係がはっきりとあらわれている。

このような考えによって部落解放運動が他の運動と共闘をすすめてきたとすれば、それは他の運動からは、部落解放運動の優位性が誇示されるものでしかない。

つまり、在日朝鮮人運動からみれば、部落解放運動と在日朝鮮人運動の「共闘」とは、「共闘」の名を借りた部落解放運動の優位性の確保、そして、在日朝鮮人と「日本人」たる被差別部落住民という双方の立ち位置の固定化と関係性の強化につながるものであった。

したがって、部落解放運動との関係では「弱者」とならざるをえない在日朝鮮人の運動がみずからの課題を解決するためには、そのような乗り越えがたい関係性のなかで、自己との関係ではマジョリティとなる部落解放運動をしたたかに「利用」することがその近道になる。トッカビの例でいえば、部落解放運動の「傘下」入りがまさしくそうであり、共闘関係の構築もそうである。マジョリティを「利用」することが、マイノリティの生き残る戦略とならざるをえないのである。

このようなトッカビの事例をみると、被差別部落住民の運動と在日朝鮮人の運動が、いかに「共闘」し、反差別にねざし、互いの社会的地位向上をめざした運動を展開したとしても、それを包囲する日本（人）社会、すなわち、日本人というマジョリティ、在日朝鮮人というマイノ

リティの立場からはけっして逃れることはできないのではないだろうか。

運動を展開することによって、逆説的に日本人というマジョリティ、在日朝鮮人というマイノリティの立ち位置を強化することとなり、さらには、双方の内実を一律なものともしてしまうのである。

8. おわりに

以上、トッカビの事例から部落解放運動と在日朝鮮人運動の関係を再検討してきた。マジョリティとマイノリティの関係は、どうすれば乗り越えることができるのだろうか。機会があればあらためたい。

トッカビは部落解放運動を「利用」しつつも独自の運動を展開した。この「相互不可侵」ともいえる関係は、仮に部落解放運動がトッカビを「利用」したといえども、両者になんらかの「信頼関係」がない限りは不可能である。両者の関係に対する知見をさらに深めるには、このような「信頼関係」に焦点をあてることも必要であろう。

最後に筆者の考えをのべると、被差別マイノリティの状況を改善するため、被差別マイノリティ当事者の運動がさまざまな資源や手段を活用するのは当然である。そのことによってその状況が改善されるのであれば、それは結果的には「プラス」である。

トッカビが部落解放運動を「利用」することで、結果、在日朝鮮人の社会的地位向上につながったのは明らかである。一方、部落解放運動もトッカビを「利用」することでなんらかの利益が被差別部落住民にあったとすれば、相互の「利用」はけっしてマイナスではない。

仮に運動を展開することで逆説的に双方の立

ち位置などが強化されたとしても、当事者への差別が減少し、社会的地位が向上するのであれば、けっして運動を一律に否定すべきではないとも考える。もっとも、自己の立ち位置をいかに自覚できるか、その権力関係への気づきはあるのか、それを常に問い続ける必要はある。

そして、両者が互いに「利用」しあい「プラス」の結果をもたらしたと仮定しても、そこに至るまでには他者からの収奪、剥奪がなかったのかをも両者の運動は常に問い続ける必要がある。特に、より「強者」の立ち位置にあるともいえる部落解放運動には問われるのではないだろうか。その問いを忘却すれば、差別からの解放をめざした運動が、他者を圧迫するものへと容易に転化することとなる。

もっとも、これは部落解放運動に限られた課題ではない。日本に暮らす外国人が増加するなか、それらの人びとに在日朝鮮人運動が「支援」「共闘」しようとする際にも、きびしく問われるのも当然である。

*本稿は、大阪市立大学人権問題研究センター、済州大学校在日済州人センター学術交流提携記念国際シンポジウム「コリアン・ディアスポラと在日済州人」での発表原稿を大幅に加筆したものである。当日、発表の機会をあたえていただいた両センターに感謝いたします。

【注】

- 1) 本論では、日本の旧植民地であった朝鮮出身者およびその子孫の総称として、引用をのぞき、「在日朝鮮人」、または文脈にあわせて「朝鮮人」と表記する。
- 2) トッカビ子ども会は「朝鮮の民話に登場する「トケビ」という妖精の名をもじって」名づけられ〔トッカビ子ども会 1979〕、2008年に名称を「トッカビ」と変更した。本論であつかう範囲は主に発足時の経緯であり、本文中では「トッカビ子ども会」、または「トッカビ」と表記する。
- 3) 『広辞苑 第六版』1690ページ

- 4) 『大辞林 第三版』1514ページ
- 5) 『大辞泉 第二版』2192ページ
- 6) 接点がなかったことを裏付けるかのように、同特集掲載の『部落解放』の編集後記では、「率直に言って、編集部自体が在日朝鮮人問題のイロハのイから始めなければならなかった(略) 部落に住む朝鮮人問題という、我々の勉強不足のゆえかも知れないが、正面から取り組んだ歴史のない問題と取り組むため、資料が少なく、右往左往のしどろしどろであった」とある(同誌168ページ)。
- 7) 2001年発行の『部落問題・人権事典』によれば、松本治一郎は、「(解放の父)と敬愛され、(不可侵不可被侵)を信条とした部落解放運動の最高指導者」であり、「世界の水平運動を提唱し、アジア・アフリカの被抑圧人民の解放のために努力した国際的な指導者」とされている[社団法人 部落解放・人権研究所 2001: 999]。
- 8) オールロマンス闘争とは、「1951年(昭和26)に京都市政の差別性を部落解放京都府連合会(略)が追求した闘争。戦後部落解放運動の基本形態である行政闘争の始まりであり、典型であった」とされるものである。また、「糾弾要綱を作成して行政の差別性と問題点を明示して闘ったこと、予算を大幅に組むとともに同和行政を一部局にとどめず、全庁あげて取り組むことに改めるに至ったことにおいて行政闘争の模範とされ、典型とされた」ものでもある[社団法人 部落解放・人権研究所 2001:126-127]。
- 9) 金静美の同書では、「部落解放運動が^マ斗い^マってきた改良住宅地域西部等の事業は、その過程で在日朝鮮人を排除し、東九条へと追い込んできた」[金静美 1994: 550]との引用を「九条思潮」から行っており、あわせて、「オールロマンス闘争」は、行政機関と一体になって在日朝鮮人を排除する「属地属人方式」をうみだした」[金静美 1994:551]としている。
- 10) 「私たちが実践を始めたころ、すでに大阪を中心とする公立学校の中で、在日朝鮮人教育が大きな広がりを見せ始めていました。「日本の学校に在籍する在日朝鮮人児童・生徒の教育を考える会」は、各地の団体と手を結び合いながら、後に「全国在日朝鮮人教育研究協議会」の結成へとつながり、実践も全国的に波及しました。これらの活動に押されて教育行政の側も、外国人教育の指針、基本方針を作成するところが増えてきました」[トッカビ子ども会 1984: 63]とされる。
- 11) 国民体育大会参加資格の国籍条項は、トッカビが中心となった運動によって、「日本の高校に在学するもの」の条

件付きで当時撤廃されている。

- 12) もちろんではあるが、トッカビの発足には、部落解放運動との関係といった地域的要因だけがあるのではない。1965年の日韓基本条約および法的地位協定などの締結にともなう「韓国籍」保有者の「協定永住」資格の取得、1960年代の学生運動や入管法改定反対闘争、1970年の日立就職差別裁判の提訴と勝利などの社会的状況をもふくめて考慮する必要があるのは当然である。また、「協定永住」資格の取得や日立就職差別裁判の提訴などから明らかのように、在日朝鮮人の日本定住が疑いのない既成事実と化したことなども考慮すべきであるが、本論の考察では部落解放運動との関係に焦点化する。
- 13) トッカビの発足初期は、スタッフによる土木作業などのアルバイト、靴下などの物品販売、保護者によるキムチ販売などで活動経費を賄っていた。

【参考文献】

- 朝野温知、1974、「在日朝鮮人と部落解放運動との連帯について」、『部落解放』51: 46-61、部落解放研究所
- 上田卓三、1976、「まえがき」、上田卓三編『反差別共同闘争』、3-4、明治図書出版
- 上野千鶴子、2005、「脱アイデンティティの理論」、上野千鶴子編『脱アイデンティティ』、1-41、勁草書房
- 大賀正行、上田卓三、山中多美男ほか、1976、「座談会／反差別共同闘争の課題」、上田卓三編『反差別共同闘争』、205-237、明治図書出版
- 金静美、1994、『水平運動史研究—民族差別批判』、現代企画室
- 小林末夫、1974、『部落史シリーズ 2 在日朝鮮人労働者と水平運動』、部落問題研究所出版部
- 佐伯智津子、1995、「今まさに「ヒューマインド安中」を」、部落解放同盟大阪府連安中支部・八尾市同和事業促進安中地区協議会『まだまだ げんえき ~安中を支えた先輩たちの人生』、3、部落解放同盟大阪府連安中支部・八尾市同和事業促進安中地区協議会
- 社団法人 部落解放・人権問題研究所、2001、『部落問題・人権事典』、解放出版社
- 15年のあゆみ編集委員会、1981、『安中における部落解放運動15年のあゆみ』、部落解放同盟安中支部結成15周年記念行事実行委員会
- 小学館 大辞泉編集部編、2012、『大辞泉 第二版』、小学館

- 新村出編、2008、『広辞苑 第六版』、岩波書店
- 総務省、2006、「地域における多文化共生推進プラン」、総務省ホームページ、http://www.soumu.go.jp/main_content/000400764.pdf、2018年1月23日アクセス
- 同、2017、「多文化共生事例集～多文化共生推進プランからの10年 共に拓く、地域の未来～」http://www.soumu.go.jp/main_content/000476646.pdf、2018年1月23日アクセス
- トッカビ子ども会、1974、「トッカビのくつしたを！」、NPO法人トッカビ所蔵資料
- 同、1979、『친구와함께 (チングワアハムケ) なかまとともに トッカビ子ども会5年の歩み』、トッカビ子ども会
- 同、1980、「トッカビ子ども会1980年度方針(案)」、NPO法人トッカビ所蔵資料
- 同、1984、『친구와함께 (チングワアハムケ) なかまとともに トッカビ子ども会10周年記念誌』、トッカビ子ども会
- 朴一、1999、『〈在日〉という生き方 差異と平等のジレンマ』、講談社
- 部落解放同盟大阪府連合会・解放新聞社大阪支局、1982、『被差別部落に生きる朝鮮人』、部落解放同盟大阪府連合会・解放新聞社大阪支局
- 松村明・三省堂編修所編、2006、『大辞林 第三版』、三省堂
- 安中同胞親睦会、1976、『親睦会・会報』13号、NPO法人トッカビ所蔵資料